

医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikai.com/>

— 平成 30 年診療報酬改定 —

外来における妊婦加算の新設

平成 30 年診療報酬改定に関して、「外来における妊婦加算」が新設されました。初診料等において妊婦に対して診療を行った場合に加算されるもので、産婦人科に限定されず算定できます。また、産婦人科・参加標榜医療機関における妊婦の時間外等の加算算定特例も新設されましたので併せてご案内します。

外来における妊婦加算の新設

◆妊婦の外来診療について、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価する観点から、初診料等において、妊婦に対して診療を行った場合に算定する妊婦加算を新設する。

【初診料】

(新) 妊婦加算 (時間外/休日/深夜)

75点 (200点/365点/695点) 等

【再診料・外来診療料】

(新) 妊婦加算 (時間外/休日/深夜)

38点 (135点/260点/590点) 等

◆妊婦加算は、医師が問診の上、妊婦であると判断した場合に算定が可能です。この場合、母子手帳の確認は必要ありません。

日本医師会 平成30年度診療報酬改定『Q&A』より

